

平成20年10月3日

内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣 あて
衆議院議長
参議院議長

磐田市議会議長 鈴木晴久

地方自治体病院の経営改善に関する意見書

直近の日本人の平均寿命は、女性が85.99歳、男性が79.19歳で、いずれも少しずつではあるが着実に長寿を更新している。このことは、現在の医療を中心とした社会保障のあり方が評価できるものといえる。しかし、今後については、高齢社会を要因とする医療費等の高騰と、それに対する財源が大きな課題となってくる。この状況下で国は、社会保障費の増加を抑える政策を引き続き展開しようとしている。一方国民は、医師不足及びリハビリを含めた療養病床の削減に、大きな不安を抱いている状況にある。

これら社会保障制度の中核的な受け皿となる地方自治体病院は、最近の勤務医師の不足や診療報酬の削減で、その存続さえ危ぶまれている状況にある。自治体の使命ともいえる市民の生命を守ることに、困難な状況に陥ってしまうことが強く危惧される場所である。

よって、国におかれては、地方自治体病院の経営改善に関し、その実態を正確に把握し、下記の内容を含む、適切な施策を早急に実施することを要望する。

記

- 1 自治体病院勤務の医師不足について、研修医制度や医局のあり方等を含めて、早急に医師不足を解消させる施策を推進すること。
- 2 診療報酬制度の見直しに際しては、一律的な診療報酬の引き下げは行わないこと。

3 医療から介護への橋渡し等に伴うリハビリや療養病床については、自治体病院に負担を強いることのないよう十分に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。